

## 美浦村農業委員会委員募集要項

(目的)

第1条 美浦村農業委員会委員（以下「委員」という。）に生じた欠員を補うため委員を募集する。

(募集人数)

第2条 募集人数は1名とする。

(任期)

第3条 この募集による委員の任期は令和5年10月1日から令和6年7月28日までとする。

(身分)

第4条 委員の身分は非常勤特別職地方公務員とする。

(職務内容)

第5条 農地法に基づく法令審査等及び担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の防止・解消、新規参入の促進等に伴う現地での調査・指導及び監視業務等を行う。

(報酬)

第6条 委員の報酬は次のとおりとする。

(1) 基本報酬

委員報酬 月額 36,500 円

(2) 能率報酬

農地利用の最適化に係る活動及び成果実績に応じて国から交付される交付金の範囲内で、能率給が支給される。

(応募資格)

第7条 推薦を受ける者及び自薦を行う者は農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいずれかに該当する者は除く。

(1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

(2) 禁錮以上の刑に処され、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(3) 法令により兼職が禁止されている者

(応募方法)

第8条 推薦を受ける者及び自薦を行う者規定の推薦書又は応募届出書に必要事項を記載のうえ、美浦村農業委員会事務局（美浦村経済課内）へ提出する。

(1) 推薦・自薦様式

農業者等（個人）が推薦を行う場合（様式1）

法人又は団体が推薦を行う場合（様式2）

自薦を行う場合（様式3）

(2) 様式の入手

美浦村農業委員会事務局（美浦村経済課内）窓口又は美浦村ホームページよりダウンロードする。

(3) 添付書類

ア 被推薦者又は自薦者の住民票（被推薦者又は自薦者の住所が村外の場合）

イ 被推薦者又は自薦者の認定農業者証等の写し（美浦村以外で認定農業者となっている場合）  
（受付期間）

第9条 委員の受付期間は次のとおりとする。

（1）期間

令和5年7月3日（月）から令和5年7月31日（月）まで（必着）。

（2）時間

午前8時30分から午後5時15分

※土・日・祝日は除く。

（選考方法）

第10条 美浦村農業委員会委員候補者評価委員会を開催し、提出された書類をもとに評価意見を村長へ報告する。村長は評価委員会の結果をもとに農業委員の候補者を決定し、村議会の同意を経て任命するものとする。

（その他）

第11条 受付期間の中間及び期間終了時に美浦村のホームページで、提出のあった推薦及び自薦に係る書類をもとに以下の内容を公表する。

（1）推薦者（個人）の氏名、職業、年齢、性別

（2）推薦者（法人又は団体）の名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の数及び構成員の資格・要件

（3）被推薦者又は自薦者の氏名、職業、年齢、性別、経歴、農業経営状況及び認定農業者の有無

（4）推薦又は自薦の理由

（5）被推薦者及び自薦者の数、及びそのうちの認定農業者の数